

10 公害防止管理者関係

(1) 法令等の概要

ア 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（特整法）／昭和 46 年 法律 107 号

製造業・電気供給業・ガス供給業・熱供給業であって大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、ダイオキシン対策特別措置法における特定施設を設置し、かつ特整法の要件に該当する事業所に対し、事業所内での公害防止組織の整備を図ることを求める法律で、①公害防止管理者、②従業員数 21 人以上の場合は管理者に加えて公害防止統括者、③ばい煙発生施設及び汚水等排出施設が設置されている工場で一定規模以上の場合は、管理者・統括者に加えて、管理者を指揮し統括者を補佐する公害防止主任管理者、④それぞれ代理者を選任するよう定めています。

イ 良好な生活環境の保全に関する条例（県条例）の公害防止管理責任者項目／昭和 48 年 県条例 11 号第 53 条

水質汚濁防止法、及び大気汚染防止法の定める特定施設を設置する事業所であって、(ア)の要件に該当しない事業者、並びに県条例の水質、ばい煙、粉じんに係る特定施設を設置する事業者に対し、公害防止管理責任者の選任を求めています。

なお、届出制度は設けていません。

ウ 長野市公害防止条例（市条例）の公害防止責任者項目／平成 16 年 市条例 45 号第 18 条

ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設を設置する事業所であって、(ア)(ウ)の要件に該当しない事業者、並びに市条例の排水項目で定める特定施設を設置する事業者に対し、公害防止責任者の選任を求めています。公害防止責任者は、施行規則に定める施設の監視、維持管理、汚水・廃液・排ガスの測定、緊急時の措置に関する業務を行ないます。

なお、届出制度は設けていません。

(2) 届出について

種 別	期 日	概 要
ア 選任届	選任から 30 日以内に届出	公害防止管理者、統括者、主任管理者、並びにそれぞれの代理者を選任したときは、その旨届出してください。
イ 死亡・解任届	30 日以内	公害防止管理者、統括者、主任管理者が死亡、または解任された場合は、その旨届出をしてください。
ウ 承継届	30 日以内	相続、合併等により特定事業者の地位を承継したときは、その旨届出をしてください。同時に公害防止管理者選任・解任届を提出する場合には、承継届の代わりに相続証明書等を提出して下さい。

(ア) 特 整 法	公害防止統括者	公害防止管理者が選任されている特定工場で、常時使用する従業員数が 21 人以上の場合は、公害対策及び公害防止業務の統括責任者として選任する必要があります。 ※事業場の統括管理者であることが必要
	公害防止主任管理者	特定工場のうち、排出ガスが 4 万 m ³ /hr 以上のばい煙発生施設、および、排水 1 万 m ³ /日以上の汚水等排出施設の双方を有する場合には、公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者を指揮するため主任管理者を選任する必要があります。 ※公害防止主任管理者の資格が必要
	公害防止管理者	特定工場の施設区分ごとに技術的な管理を目的として選任する。 ※公害防止管理者の資格が必要（施設区分に応じて大気 1～4 種、水質 1～4 種、騒音、振動、特定粉じん、一般粉じん、ダイオキシンの 13 種類）
	代理者	特定工場の事業主は公害防止管理者等が事故等によってその職務を行うことができない場合に、その職務遂行のためにそれぞれ代理者を選任しなければなりません。
(イ) 県 条 例	公害防止管理責任者 (届出不要)	水質汚濁防止法、及び大気汚染防止法の定める特定施設を設置する事業所であって、(ア)の要件に該当しない事業者、並びに県条例の水質、ばい煙、粉じんに係る特定施設を設置する事業者に対し、公害防止管理責任者の選任を求めています。
(ウ) 市 条 例	公害防止責任者 (届出不要)	水質汚濁防止法、市条例の水質項目、ダイオキシン特措法に定める特定施設であって、(ア)(イ)の選任基準に該当しない特定施設を有する場合、公害防止業務の責任者を選任する必要があります。

備考

水質汚濁防止法の定める特定施設に関しては、(ア)特整法の要件に該当しない場合は、(イ)県条例による公害防止管理責任者を選任しなければならないため、市条例による公害防止責任者を選任する義務は生じません。(平成 17 年 4 月現在)。

(3) 選任基準について

区分		施設の区分	排出量	公害防止管理者の種類	資格者の種類
特 に 公 の 整 に 関 す 法	大 気	大気汚染防止法に規定する 有害物質（窒素酸化物を除く）を排出するばい煙発生施設 （※詳細は法の施行令別表 参照）	4万m ³ ／時間以上	大気関係第1種 公害防止管理者	大気関係第1種有資格者
			4万m ³ ／時間未満	大気関係第2種 公害防止管理者	大気関係第1種有資格者 大気関係第2種有資格者
		大気汚染防止法に規定する、 いおう酸化物、ばいじん、窒 素酸化物を発生するばい煙 発生施設	4万m ³ ／時間以上	大気関係第3種 公害防止管理者	大気関係第1種有資格者 大気関係第3種有資格者
			1万m ³ ／時間以上 4万m ³ ／時間未満	大気関係第4種 公害防止管理者	大気関係第1種有資格者 大気関係第2種有資格者 大気関係第3種有資格者 大気関係第4種有資格者
	水 質	水質汚濁防止法に規定する 有害物質を排出する汚水等 排出施設 （※詳細は法の施行令別表 参照）	1万m ³ ／日以上	水質関係第1種 公害防止管理者	水質関係第1種有資格者
			1万m ³ ／日未満	水質関係第2種 公害防止管理者	水質関係第1種有資格者 水質関係第2種有資格者
		前項以外の水質汚濁防止法 に規定する汚水等排出施設 （BOD、SS等のいわゆる生 活環境項目が問題となる汚 水等排出施設）	1万m ³ ／日以上	水質関係第3種 公害防止管理者	水質関係第1種有資格者 水質関係第3種有資格者
			1,000m ³ ／日以上 1万m ³ ／日未満	水質関係第4種 公害防止管理者	水質関係第1種有資格者 水質関係第2種有資格者 水質関係第3種有資格者 水質関係第4種有資格者
	騒音	機械プレス 鍛造機	980キロニュートン以上 落下部重量 1t 以上	騒音・振動関係 公害防止管理者	騒音関係有資格者 騒音・振動関係有資格者
	粉 じ ん	特定粉じん発生施設 （石綿関係）		特定粉じん関係 公害防止管理者	大気関係第1種有資格者 大気関係第2種有資格者 大気関係第3種有資格者 大気関係第4種有資格者 特定粉じん関係有資格者
		一般粉じん発生施設		一般粉じん関係 公害防止管理者	大気関係第1種有資格者 大気関係第2種有資格者 大気関係第3種有資格者 大気関係第4種有資格者 特定粉じん関係有資格者 一般粉じん関係有資格者
	振動	液圧プレス 機械プレス 鍛造機	2941キロニュートン以上 980キロニュートン以上 落下部重量 1t 以上	騒音・振動関係 公害防止管理者	振動関係有資格者 騒音・振動関係有資格者
	ダイ オキ シン 類	ダイオキシン特措法対象施 設のうち、次の施設 イ) 大気基準適用施設の 1～4 号、ロ) 水質基準適用施設の 1～10 号		ダイオキシン類関係 公害防止管理者	ダイオキシン関係有資格者
	備 考	ばい煙発生施設と汚水等排 出施設の両方を有する場合	排出ガス 4万m ³ ／時間以上 排出水 1万m ³ ／日以上	公害防止主任管理者	公害防止主任管理者の 有資格者 大気関係第1種若しくは 第3種の有資格者かつ 水質関係第1種若しくは 第3種の有資格者
県条例	水濁法、大防法特定施設	上記以外	公害防止管理責任者	有資格が望ましい	
	県条例における排水、ばい 煙、粉じんの特定施設		公害防止管理責任者	有資格が望ましい	
市条例	ダイ特法特定施設	上記以外	公害防止責任者	有資格が望ましい	
	市条例における排水の特定 施設		公害防止管理者	有資格が望ましい	